

物価高騰対策支援給付金のこども加算 (児童1人あたり5万円)のご案内

- 令和5年度住民税非課税等世帯に対する物価高騰対策支援給付金のこども加算(児童1人あたり5万円)は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、支給する給付金です。
- この給付金の受給には、**手続きが必要な場合**があります。

給付金の支給額

18歳以下の児童(注) 1人あたり5万円(世帯ごとに支給)

(注)平成17年4月2日以降に生まれた児童

支給対象・手続きの有無

支給対象世帯

杉並区物価高騰対策支援給付金(7万円または10万円)の受給対象世帯(注)のうち、18歳以下の児童を扶養している子育て世帯

(注)令和5年12月1日(基準日)において、杉並区に住民登録があり、以下の要件に該当する世帯

《7万円》世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である

《10万円》世帯全員が、令和5年度分住民税が均等割のみ課税者で構成されている、または、令和5年度住民税が均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成されている

1

支給対象世帯のうち、
令和5年度杉並区物価高騰対策支援
給付金(7万円または10万円)を
世帯主の口座で受給した

手続きは原則不要です

裏面①をご確認ください

2

支給対象世帯のうち、
令和5年度杉並区物価高騰対策支援
給付金(7万円または10万円)を
世帯主の口座以外で受給した

確認書の提出が必要です

裏面②をご確認ください

3

支給対象世帯のうち、
以下のいずれかに該当する場合は、別途申請手続きが必要です

- 令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる
- 単身で寮に入っているなど、別世帯の18歳以下の児童の生計を維持している
- 別世帯の18歳以下の児童を税法上の扶養にとっている
- 令和5年12月1日現在離婚または離婚協議中で18歳以下の児童とともに別居している、または令和5年12月2日以降に離婚が成立し、18歳以下の児童とともに別居している*

*この要件に該当する場合は、コールセンターにご相談ください。

裏面③を
ご確認ください

お問い合わせ

杉並区物価高騰対策支援給付金コールセンター

☎0120-378-233

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

手続き方法・支給時期

表面①の対象世帯

- 順次、世帯主宛に「支給のお知らせ」を発送します。
- 令和5年度物価高騰対策支援給付金（7万円または10万円）の受給口座へ振り込みます。

振込時期は「支給のお知らせ」をご確認ください

表面②の対象世帯

- 順次、世帯主宛に「確認書」などを同封した案内書類を発送します。
- 確認書に必要事項をご記入の上、同封する案内に記載の必要書類（振込先口座がわかる通帳等のコピー）を添付して返送してください。

提出期限 令和6年5月31日(金) (消印有効)

書類提出後1か月程度で支給します

表面③の対象世帯



<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/r0601/1092440.html>

- 区公式ホームページから「こども加算支給申請書」の書式をダウンロードいただくか、以下コールセンターに請求し、必要事項をご記入の上、提出してください。
 - ▶ 電子申請もできます（一部除外）。
詳細は区ホームページをご確認ください。

提出期限 郵送 令和6年5月31日(金) (消印有効)

電子申請 令和6年5月31日(金) 午後11時59分

書類提出後1か月程度で支給します

世帯の中に令和5年12月2日以降に生まれたお子さんがいる場合

Q 私は、令和5年度物価高騰対策支援給付金（7万円）を受給した世帯の世帯主です。世帯には、基準日（令和5年12月1日）時点で5歳児と3歳児がいます。また、令和5年12月2日生まれの0歳児もいます。こども加算を受給するには、どうしたらいいですか？

A 基準日（令和5年12月1日）に住民登録がある18歳以下の児童のこども加算は、「支給のお知らせ」にて、振込日のご案内をお送りします。5歳と3歳のお子さん2名分（10万円）の手続きは不要です。ただし、7万円の給付金を世帯主の口座以外で受給した場合、「確認書」をお送りしますので、上記②の手続きをお取りください。なお、令和5年12月2日に生まれたお子さんのこども加算（5万円）は、「杉並区物価高騰対策支援給付金（こども加算）支給申請書（請求書）」の提出が必要です。上記の③の手続きをご確認ください。令和6年5月31日までに提出がない場合は支給されませんので、ご注意ください。



住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに杉並区役所（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、杉並区役所保健福祉部管理課物価高騰対策支援給付金担当（電話：03-3312-2111（代表））、警察署または杉並区振り込め詐欺被害ゼロダイヤル（電話：03-5307-0800）にご連絡ください。

